

低濃度 PCB 汚染廃電気機器等の無害化処理認定について (株式会社富士クリーン／香川県)



環境省は、平成 25 年 2 月 8 日付けで全国で 8 件目となる低濃度ポリ塩化ビフェニル(以下 PCB) 汚染廃電気機器等の無害化処理に係る環境大臣認定を株式会社富士クリーンに対して行いました。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づき、低濃度 PCB 汚染廃電気機器等について高度な技術を用いた無害化処理を行い、又は行おうとする者は、環境大臣の認定を受けることができることとされています。この度の認定は、上記事業者からの申請に基づくものです。

(認定取得者)

①申請者の住所、名称、代表者の氏名

香川県綾歌郡綾川町山田下 2994 番地 1

株式会社富士クリーン 代表取締役 馬場 一雄

②施設設置場所

香川県綾歌郡綾川町西分字山ノ上 2799 番 1 他 4 筆

③施設の種類

廃 PCB 等、PCB 汚染物又は PCB 処理物の焼却施設

④処理を行う廃棄物の種類

(ア) 廃 PCB 等(微量 PCB 汚染絶縁油が廃棄物となったもの、PCB の濃度が 5,000mg/kg 以下のもの。)

(イ) PCB 汚染物(本認定に係る無害化処理の用に供する施設において廃 PCB 等の処理に伴って生じたものに限る。)

⑤処理の方法

焼却(ロータリーキルン式焼却炉及びストーカ炉燃焼方式)

⑥処理能力

(ア) 廃 PCB 等 1日当たり 7.2 キロリットル

(イ) PCB 汚染物 1日当たり 47 キログラム

当社では、絶縁油中の PCB 分析について、今まで多くのお客様からご依頼を頂くと共に、多検体、短納期の体制で行っておりますので、是非お任せ下さい。

資料 2013 年 2 月 8 日付 環境省報道発表資料

衛生技術箇所 五月女欣央